

入札・契約制度の改正について（お知らせ）

八戸市では、建設工事における低入札価格調査基準価格等の算定について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）等に準拠した算定基準を適用しておりますが、今般、ダンピング対策の更なる徹底に向けた見直しが行われたことを踏まえ、本市においても次のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

1. 建設工事における調査基準価格と最低制限価格の算出に用いる率を変更します。

低入札価格調査制度における「調査基準価格」及び最低制限価格制度における「最低制限価格」は、予定価格算出の基礎となった各費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額、一般管理費等）に、それぞれ設定した率を乗じて得た額を合算して算定していますが、一般管理費等に乗じる率を次のとおり変更します。

現 行	改 正
<p>①直接工事費×97% ②共通仮設費×90% ③現場管理費相当額×90% ④一般管理費等×55%</p> <p>【算定式】 (①+②+③+④) × 1.10</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の75%~92%</p>	<p>①直接工事費 ②共通仮設費 ③現場管理費相当額 ④一般管理費等×68%</p> <p>【算定式】 (①+②+③+④) × 1.10</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の75%~92%</p>
➡	
<p>【解体工事のみ】</p> <p>①直接工事費×85% ②共通仮設費×85% ③現場管理費相当額×85% ④一般管理費等×50%</p> <p>【算定式】 (①+②+③+④) × 1.10</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の75%~92%</p>	<p>①直接工事費 ②共通仮設費 ③現場管理費相当額 ④一般管理費等×63%</p> <p>【算定式】 (①+②+③+④) × 1.10</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の75%~92%</p>

★算定式の端数処理

- ①、②、③、④は1円未満の端数切り捨て ①~④の合計額は千円未満の端数切り捨て
- 調査基準価格 = $(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.10$ ※ $\times 1.10$ は消費税の加算を表します。
 (最低制限価格) 千円未満切り捨て

★参考

低入札価格調査制度（予定価格が7,500万円（建築工事にあつては1億円）以上の工事に適用）
 最低制限価格制度（予定価格が130万円を超え、7,500万円（建築工事にあつては1億円）未満の工事に適用）

※数値的判断基準（失格基準）については、変更ありません。

2. 適用期日

今回の改正は、令和4年6月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。（令和4年5月31日までに公告又は指名通知をした入札については従前の例によります。

問合せ先

八戸市 財政部 契約検査課

0178-43-2111

内線 3455、3456